第103回
定時株主総会招集ご通知

日 時

2021年４月22日（木曜日）午前10時

場 所

大阪市北区芝田一丁目１番35号
新阪急ホテル　２階　紫の間
（末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。）

郵送による議決権行使期限
2021年４月21日（水曜日）
午後５時55分まで

お願い
- 新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、なるべく同封の議決権行使書面の郵送をお願い申しあげます。
- 株主総会ご出席に伴う株主優待ポイントの付与ならびにお土産の配布は、取りやめさせていただいております。何卒ご理解くださいますようお願い申しあげます。

目次

- 第103回定時株主総会招集ご通知　1
- 株主総会参考書類　4
  - 第１号議案　剰余金の処分の件
  - 第２号議案　定款一部変更の件
  - 第３号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）５名選任の件

〔添付書類〕
- 事業報告　10
- 連結計算書類　24
- 計算書類　27
- 監査報告書　30

オーエス株式会社
証券コード：9637

株　主　各　位

（証券コード　9637）
2021年４月２日

大阪市北区小松原町３番３号
（本社事務所　大阪市北区角田町1番1号　東阪急ビル）
オーエス株式会社
代表取締役
取締役社長　髙　橋　秀一郎

第103回定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申しあげます。
　さて、当社第103回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申しあげます。

**　株主の皆様におかれましては、新型コロナウイルス感染リスクを避けるため、本総会につきましては、書面により事前に議決権をご行使いただき、可能な限り当日のご来場はお控えくださいますようお願い申しあげます。なお、書面によって議決権をご行使いただける場合には、後記株主総会参考書類をご検討くださいまして、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示のうえ、2021年４月21日（水曜日）午後５時55分までに議決権をご行使くださいますようお願い申しあげます。**

敬　具

記

１．日　　時　**2021年４月22日（木曜日）午前10時**
２．場　　所　大阪市北区芝田一丁目１番35号　**新阪急ホテル　２階　紫の間**
（末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。）

３．目的事項
報告事項
１．第103期（2020年２月１日から2021年１月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
２．第103期（2020年２月１日から2021年１月31日まで）計算書類報告の件

決議事項
第１号議案　剰余金の処分の件
第２号議案　定款一部変更の件
第３号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）５名選任の件

以　上

議決権行使等についてのご案内

議決権は、以下の２つの方法により行使いただくことができます。

▌株主総会にご出席される場合

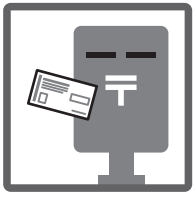


議決権行使書用紙を**会場受付にご提出**ください。（ご捺印は不要です。）

日　時　**2021年４月22日（木曜日）**
午前10時（受付開始：午前９時）

場　所　**新阪急ホテル　２階　紫の間**
（末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。）

▌郵送で議決権を行使される場合



同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、切手を貼らずにご投函ください。

行使期限　**2021年４月21日（水曜日）**
午後５時55分到着分まで

- 次に掲げる事項につきましては、法令及び当社定款第16条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（https://www.osgroup.co.jp）に掲載しておりますので、本招集ご通知には、記載しておりません。
①連結計算書類の連結注記表　②計算書類の個別注記表
したがって、本招集ご通知の添付書類に記載されている連結計算書類及び計算書類は、会計監査人及び監査等委員会が会計監査報告及び監査報告を作成するに際して監査をした連結計算書類及び計算書類の一部であります。
- 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。また、資源節約のため、本招集ご通知をご持参くださいますようお願い申しあげます。
- 代理人により議決権を行使される場合、議決権を有する他の株主１名を代理人として株主総会にご出席いただくことが可能です。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますのでご了承ください。
- 本招集ご通知の事業報告、連結計算書類、計算書類及び株主総会参考書類について、修正事項が生じた場合は、上記の当社ウェブサイトにおいて、修正後の事項を掲載させていただきます。

＜株主総会の対応に対するお知らせ＞

当社は、本株主総会につきまして、新型コロナウイルス感染症の状況に鑑み、下記のとおり対応させていただきますので、お知らせいたします。

なお、感染拡大防止の観点から、**書面（議決権行使書）により事前に議決権を行使いただき、本株主総会へのご来場を極力お控えいただきますよう、お願い申しあげます。**

・新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、ご自身の健康状態にご留意いただき、風邪のような症状がみられる場合や体調がすぐれない場合などには、ご無理をなさらず、ご来場を見合わせていただくことをご検討ください。
・会場受付付近に、株主様のためのアルコール消毒液を配備いたします。ご来場の株主様は、マスクのご持参・ご着用をお願い申しあげます。マスクの着用にご協力いただけない株主様には、ご退場いただく場合もございます。予めご了承のほどお願い申しあげます。
・本株主総会の出席役員及び運営スタッフ等は、検温を含め、体調を確認のうえマスク着用で応対をさせていただきます。
・本株主総会におきましては、新型コロナウイルス感染拡大防止のため開催時間を短縮する観点から、議場における報告事項及び議案の詳細な説明は省略させていただく場合がございます。株主様におかれましては、事前に本招集ご通知にお目通しくださいますようお願い申しあげます。
・新型コロナウイルス感染拡大防止のため、通常時に比べ、座席数を限定しております。満席の場合はご入場いただけない可能性がありますので、ご注意ください。
・今後の状況により本総会の運営に大きな変更が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（https://www.osgroup.co.jp/）にてご案内させていただきます。

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第１号議案　剰余金の処分の件

当社は、経営体質の強化と将来の事業展開に必要な内部留保に配慮し、業績を勘案しながら、安定配当を継続して実施することを基本方針としております。

また、内部留保した資金については、今後の事業展開のための有効投資等に充当する考えであります。

このような方針のもと、当期の期末配当金につきましては、当事業年度の業績や財務状態等を総合的に勘案し、１株につき普通配当12円50銭（中間配当金を含め年25円）とさせていただきたいと存じます。

期末配当に関する事項

(1) 株主に対する配当財産の割当に関する事項及びその総額
当社普通株式１株につき金12円50銭
総額　39,635,475円

(2) 剰余金の配当が効力を生じる日
2021年４月23日

第２号議案　定款一部変更の件

１．提案の理由

（１）現行定款の目的事項について、当社グループ各社の事業領域拡大の観点から追加するものであります。

（２）当社は2016年4月に監査等委員会設置会社への移行並びに執行役員制度を導入いたしましたが、当該制度による経営体制が定着したことに伴い、取締役の定員を合理的な水準に改めるために所要の変更を行うものであります。

２．定款変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

（下線は変更部分）

現行定款	変更案
第１章　総則	第１章　総則
（目的） 第２条　当会社は、次の事業を営むことを目的とする。	（目的） 第２条　当会社は、次の事業を営むことを目的とする。
１．～６．　（条文省略）	１．～６．　（現行どおり）
（新　　設）	７．酒類・アルコール、各種飲料水及び食料品の製造並びに販売業
７．　（条文省略）	８．　（現行どおり）
８．　（条文省略）	９．　（現行どおり）
（新　　設）	10．特定目的会社、特別目的会社（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則に定める会社）及び不動産投資信託に対する出資並びに出資持分の売買、仲介及び管理
９．～15．　（条文省略）	11.～17．　（現行どおり）
第４章　取締役および取締役会等	第４章　取締役および取締役会等
（員数） 第19条　当会社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）は、10名以内とする。	（員数） 第19条　当会社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）は、８名以内とする。
（代表取締役および役付取締役） 第22条　（条文省略）	（代表取締役および役付取締役） 第22条　（現行どおり）
２　取締役会は、その決議をもって、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から取締役会長、取締役社長各１名、取締役副社長若干名を選定することができる。	２　取締役会は、その決議をもって、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から取締役会長、取締役社長、取締役副社長各１名を選定することができる。

第３号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）５名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）５名全員は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役５名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、監査等委員会からすべての取締役候補者について適任である旨の意見を得ております。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
1	髙橋秀一郎 (1954年２月27日生)	1976年４月　阪急電鉄株式会社（現阪急阪神ホールディングス株式会社）入社 2003年６月　同　取締役 2005年４月　阪急電鉄株式会社　取締役 2006年４月　同　常務取締役 2007年４月　阪急不動産株式会社（現阪急阪神不動産株式会社）　専務取締役 2010年９月　阪急リート投信株式会社（現阪急阪神リート投信株式会社） 代表取締役社長 2012年６月　大阪地下街株式会社　代表取締役社長 2015年４月　当社取締役 2016年４月　同　代表取締役取締役社長（現在）	6,210株
	＜候補者の選任理由＞ 他社における会社経営の経験に加え、当社においては2015年の取締役就任を経て2016年から代表取締役取締役社長を務め、経営の指揮を執っております。これらの経験や知見から、当社の持続的な企業価値向上の実現のために適切な人材であると判断し、引き続き取締役としての選任をお願いするものであります。		

候補者番号	氏名(生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
2	藤原 聡（ふじわら さとし） (1963年 2 月 8 日生)	1985年 4 月　当社入社 2007年 4 月　同　ビル事業部長 2011年 4 月　同　企画室長 2011年10月　同　首都圏事業部長 2012年 4 月　同　取締役（現在） 2016年 4 月　同　執行役員 2018年 4 月　同　常務執行役員（現在）	3,054株
	＜候補者の選任理由＞ 当社において様々な事業部門で業務執行を経験した後、2012年から当社の取締役として会社経営に携わっております。これらの経験や知見から、当社の持続的な企業価値向上の実現のために適切な人材であると判断し、引き続き取締役としての選任をお願いするものであります。		
3	外子浦孝行（げしうらたかゆき） (1962年 4 月17日生)	1985年 4 月　当社入社 2009年 4 月　同　人事総務部長 2012年 4 月　同　監査役 2016年 4 月　同　取締役（監査等委員） 2018年 4 月　同　取締役（現在） 2018年 4 月　同　常務執行役員（現在）	3,154株
	＜候補者の選任理由＞ 当社において事業部門や管理部門で業務に従事した後、2012年から当社の監査役、2016年から当社の監査等委員である取締役、2018年から当社の取締役として会社経営及び監査・監督に携わっております。これらの経験や知見を業務執行に活かすことで、当社の持続的な企業価値向上に資すると判断し、引き続き取締役としての選任をお願いするものであります。		

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
社外 4	千田（ちだ）　諭（さとし） （1949年11月20日生）	1974年４月　東宝株式会社入社 1997年５月　同　取締役 2002年５月　同　常務取締役 2006年５月　同　専務取締役 2011年５月　同　代表取締役副社長 2015年４月　当社取締役（現在） 2018年５月　ＴＯＨＯシネマズ株式会社 取締役会長 2020年５月　同　相談役（現在） 重要な兼職の状況 ＴＯＨＯシネマズ株式会社　相談役	200株
	＜候補者の選任理由及び期待される役割の概要＞ 他社において長く企業経営に携わっており、その豊富な経験・知見を活かして当社の経営を監督していただくとともに、経営全般に助言を頂戴することを期待し、引き続き社外取締役としての選任をお願いするものであります。		
社外 5	大塚（おおつか）　順一（じゅんいち） （1957年７月８日生）	1980年４月　阪急電鉄株式会社（現阪急阪神ホールディングス株式会社）入社 2009年４月　阪急電鉄株式会社　取締役 2013年４月　同　常務取締役 2018年４月　阪急阪神ホールディングス株式会社 執行役員（現在） 2019年４月　阪急電鉄株式会社　専務取締役（現在） 2019年４月　当社取締役（監査等委員） 2020年４月　同　取締役（現在） 重要な兼職の状況 阪急阪神ホールディングス株式会社　執行役員 阪急電鉄株式会社　専務取締役	―
	＜候補者の選任理由及び期待される役割の概要＞ 阪急電鉄株式会社の専務取締役を務められ、2019年から当社の監査等委員である社外取締役として、2020年からは社外取締役として経営及び監督に携わっております。これらの企業経営者としての豊富な経験・知見を活かして当社の経営を監督していただくとともに、経営全般に助言を頂戴することを期待し、引き続き社外取締役としての選任をお願いするものであります。		

（注）1. 取締役候補者と当社との特別の利害関係
(1) 千田諭氏はＴＯＨＯシネマズ株式会社相談役であり、同社は当社と競業関係にあります。
(2) 大塚順一氏は阪急電鉄株式会社の専務取締役であり、同社は当社と競業関係並びに取引関係にあります。
(3) 他の候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 各再任候補者の現在の当社における担当につきましては事業報告の「会社役員に関する事項」をご参照ください。
3. 千田諭、大塚順一の両氏は社外取締役候補者であります。大塚順一氏は、東京証券取引所規定に定める独立役員として同取引所に届け出ており、原案どおり選任された場合、引き続き独立役員となる予定であります。
4. 千田諭氏の当社社外取締役の在任期間は本総会終結の時をもって６年となります。また、大塚順一氏の当社社外取締役の在任期間は本総会終結の時をもって２年となります。
5. 千田諭、大塚順一の両氏は当社との間で、会社法第423条第１項の責任について、法令が定める額を限度とする責任限定契約を締結しており、原案どおり選任された場合、当該契約を継続する予定であります。
6. 当社は、優秀な人材確保、職務執行の萎縮の防止のため、以下の内容を概要とする役員等賠償責任保険契約を締結しております。本議案の取締役候補者については、すでに当該保険契約の被保険者となっており、選任後も引き続き被保険者の対象となります。

【保険契約の内容の概要】

(1) 被保険者の実質的な保険料負担割合
保険料は、特約部分を除き会社負担としております。
(2) 填補の対象となる保険事故の概要
特約部分も合わせ、被保険者である役員等がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害について填補いたします。ただし、法令違反の行為であることを認識して行った行為の場合、一定の免責事項があります。
(3) 役員等の職務の適正性が損なわれないための措置
保険契約に免責額の定めを設けており、当該免責額までの損害については填補の対象としないこととしています。

以　上

〔添付書類〕

事　業　報　告

（2020年２月１日から
2021年１月31日まで）

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、長期に及ぶ新型コロナウイルスの影響により、企業活動、消費行動が停滞し、国内サービス業を中心に大きな打撃を受けました。本年２月に始まったワクチン接種の普及により、新型コロナウイルス感染拡大の沈静化が期待されるものの、依然先行き不透明な状態が続いております。

このような経済環境のなか、当社グループは、感染拡大防止策を講じながら、既存事業の収益確保に注力する一方で、飲食事業における居酒屋業態からの撤退、新規不動産賃貸事業（ＡＮＣＨＯＲ）の立ち上げ、阪急神戸三宮駅高架下新店舗の準備等に注力してまいりました。

以上の結果、当連結会計年度の成績は、売上高は6,127,958千円と前期に比べ2,806,856千円（31.4％）の減収となり、営業利益は108,562千円と前期に比べ784,422千円の減益、経常利益は35,942千円と前期に比べ798,839千円の減益、親会社株主に帰属する当期純損失は33,550千円（前期は552,813千円の親会社株主に帰属する当期純利益）となりました。

経営成績をセグメント別で見ると次のとおりであります。

（映画事業）

映画事業におきましては、新型コロナウイルス感染拡大による上映予定作品の公開延期、各種イベントの自粛、昨年４月の緊急事態宣言に伴う営業休止に加え、長期に亘る座席制限や２度目の緊急事態宣言発令による時短営業等、大変厳しい経営環境下での営業を余儀なくされました。昨年10月公開の「劇場版「鬼滅の刃」無限列車編」の記録的大ヒットによりやや持ち直したものの、洋画の新作公開が軒並み延期になったこともあり、極めて厳しい結果となりました。

以上の結果、売上高は1,754,354千円と前期に比べ1,764,701千円（50.1％）の減収となり、営業損失は227,937千円（前期は338,865千円の営業利益）となりました。

（不動産賃貸・販売事業）

不動産業界におけるビル賃貸市況は、オフィスの縮小や店舗の解約などの影響により空室率の上昇と平均賃料の低下が顕在化しております。

不動産賃貸事業におきましては、新型コロナウイルス対策を最優先としながら、テナントの事業継続に配慮した結果、当連結会計年度末における直接保有ビルの稼働率は98.6％と高稼働を維持できましたが、賃料収入やビル管理収入は減収となりました。

なお、和歌山県白浜町のリゾートサテライトオフィスビル「ＡＮＣＨＯＲ」は昨年11月にオープン以来、コロナ禍における新しい働き方として注目を集めています。

住宅販売市況は、新型コロナウイルスによる営業活動の制限はあったものの、資産性や利便性の高い物件への需要は高く、低水準の住宅ローン金利や住宅購入時の優遇制度により市況は底堅く推移しております。

このような状況のなか、不動産販売事業におきましては、期中に完売となった分譲マンション「プレージア逆瀬川宝梅 ザ・レジデンス」（宝塚市）及び分譲住宅「ハピアガーデン宝梅一丁目（共同事業)」（宝塚市）の販売活動に取り組み、売上を計上いたしました。その他の分譲マンション「プレージア住之江公園エアパレス」（大阪市住之江区）及び「ローレルスクエアＯＳＡＫＡ ＬＩＮＫ」（大阪市東淀川区）につきましては、共同事業者とともに販売開始に向け準備を進めております。

また、１棟売却を目的に建築を進めておりました賃貸マンション（大阪市中央区）につきましても、予定どおり竣工・引渡しを終え、その売上を計上いたしました。

以上の結果、不動産賃貸・販売事業としては、コロナ禍による賃貸事業へのマイナス影響とマンション販売戸数減により、売上高は4,254,569千円と前期に比べ858,316千円（16.8％）の減収となり、営業利益は1,122,773千円と前期に比べ227,916千円の減益となりました。

（飲食事業）

飲食事業におきましては、連結子会社ＯＳフードサービス株式会社が居酒屋４店舗とオムライス２店舗の店舗経営を行っておりましたが、近年の業績悪化に加え、コロナ禍による営業休止等の影響を受け、回復の見通しが立たなかったことから、昨年11月30日をもって同社を解散いたしました。なお、知名度を活かした今後の展開を見込めるオムライス事業につきましては、当社で引き受け、営業を継続しております。

以上の結果、売上高は119,034千円と前期に比べ138,924千円（53.9％）の減収となり、営業損失は42,977千円と前期に比べ29,007千円の悪化となりました。

（注） 各セグメントの営業利益合計額と連結業績における営業利益との差異は、主として各セグメントに帰属しない全社費用（一般管理費）であります。

事業別売上高

事業別	売上高	構成比
映画事業	1,754,354千円	28.6%
不動産賃貸・販売事業	4,254,569	69.5
飲食事業	119,034	1.9
計	6,127,958	100.0

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度に実施した企業集団の主な設備投資は、ＡＮＣＨＯＲリノベーション工事及び映画事業会員サービスウェブサイトリニューアル等であります。

(3) 資金調達の状況

当連結会計年度における企業集団の所要資金は、自己資金及び借入金でまかないました。

(4) 対処すべき課題

今後の見通しといたしましては、多方面に影響を及ぼしているコロナ禍により、依然先行き不透明な状態が続くものと予測されます。

映画事業におきましては、上映予定作品の公開延期やイベントの自粛等引き続き厳しい環境下にあるものの、映画以外のデジタルコンテンツの拡充も含め、安心・安全に映画を楽しんでいただける環境づくりに引き続き取り組んでまいります。また、映画以外の飲食、アミューズメント分野におきましては、阪急神戸三宮駅高架下店舗の開業（飲食店・アミューズメント施設）、オムライス事業の業績回復を主要課題として、グループ一丸となって取り組んでまいります。

不動産賃貸事業におきましては、競争力の強化と資産価値の最大化のため、中長期的な設備投資計画の作成と実施を行ってまいります。また、一部主要テナント退店予定区画に対する新規テナントの誘致に努めてまいります。

和歌山県白浜町のリゾートサテライトオフィスビル「ＡＮＣＨＯＲ」につきましては、100%稼働を目指しテナント誘致に努めるとともに、様々な人が出会い、繋がるイノベーション創出の場を目指してまいります。

不動産販売事業におきましては、共同事業者とともに進めております分譲住宅「ハピアガーデン宝梅一丁目」、分譲マンション「プレージア住之江公園エアパレス」並びに「ローレルスクエアＯＳＡＫＡ　ＬＩＮＫ」の早期完売に努めてまいります。また、新たな開発用地の取得の検討も進めてまいります。

当社グループは、今後の新型コロナウイルスや国内経済の状況に注視しながら、持続的成長を可能とする収益構造の構築に努めるとともに、より多くのお客様から必要とされるよろこびの時間と空間づくりに取り組んでまいります。

(5) 財産及び損益の状況

区　　分	第　100　期 [2017年2月1日から 2018年1月31日まで]	第　101　期 [2018年2月1日から 2019年1月31日まで]	第　102　期 [2019年2月1日から 2020年1月31日まで]	第　103　期 (当連結会計年度) [2020年2月1日から 2021年1月31日まで]
売　上　高(千円)	8,657,464	8,489,359	8,934,814	6,127,958
経 常 利 益(千円)	587,878	748,913	834,781	35,942
親会社株主に帰属する当期純利益又は親会社株主に帰属する当期純損失(△)(千円)	481,907	426,603	552,813	△33,550
1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失(△)(円)	152.19	134.75	174.61	△10.59
総　資　産(千円)	29,986,816	30,396,374	28,979,880	28,747,005
純　資　産(千円)	9,667,966	10,009,870	10,492,223	10,342,638
1株当たり純資産額(円)	3,053.66	3,161.71	3,314.11	3,261.80

(注) 1. 1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失(△)は期中平均発行済株式数、1株当たり純資産額は期末発行済株式数に基づき算出しております。なお、期中平均発行済株式数及び期末発行済株式数は、いずれも自己株式数を除いて算出しております。
2. 第101期の売上高の減少は、主として不動産賃貸・販売事業の減収によるものであります。
3. 第102期の売上高、経常利益の増加は、主として映画事業及び不動産賃貸・販売事業の増収によるものであります。
4. 第103期につきましては、前記（1）「事業の経過及びその成果」に記載のとおりであります。
5. 「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」（企業会計基準第28号　2018年2月16日）等を第102期の期首から適用しており、第101期に係る数値については遡及適用後の数値を記載しております。

(6) 重要な子会社の状況

会　　社　　名	資　本　金 (千円)	当社の出資比率 (%)	主要な事業内容
オーエス・シネプラザーズ株式会社	10,000	100	映画事業
ＯＳ共栄ビル管理株式会社	30,000	100	ビル総合管理業
ＯＳ不動産株式会社	10,000	100	賃貸業・不動産業

(注) 1. 当連結会計年度末の当社の連結子会社は4社であります。
2. 2020年11月30日付で、ＯＳフードサービス株式会社は解散したため、重要な子会社から除外いたしました。

(7) 主要な事業内容（2021年１月31日現在）

当社グループは、「映画事業」「不動産賃貸・販売事業」「飲食事業」の３つに区分し、下記サービスの提供を行っております。

「映　画　事　業」…当社が映画興行の経営を行っております。また、オーエス・シネブラザーズ株式会社は劇場の運営を行っております。

「不動産賃貸・販売事業」…当社及びＯＳ不動産株式会社が所有不動産を賃貸するほか、土地・建物の売買及び仲介等を行っております。また、ＯＳ共栄ビル管理株式会社はビル総合管理業等を行っております。

「飲　食　事　業」…ＯＳフードサービス株式会社が飲食店の経営を行っておりましたが、2020年11月30日をもって解散いたしました。オムライス事業については当社で引き受け、経営を行っております。

(8) 主要な事業所（2021年１月31日現在）

① 当社の主要な事業所

名　称	所在地	名　称	所在地
本　社	大阪市北区	梅田楽天地ビル	大阪市北区
ＯＳシネマズミント神戸	神戸市中央区	丸石新橋ビル	東京都港区
ＯＳシネマズ神戸ハーバーランド	〃	メタリオンＯＳビル	東京都品川区
ＴＯＨＯシネマズ　西宮ＯＳ	兵庫県西宮市	内神田ＯＳビル	東京都千代田区
ＯＳビル	大阪市北区		

(注)「ＴＯＨＯシネマズ 西宮ＯＳ」はＴＯＨＯシネマズ株式会社との共同経営です。

② 子会社の主要な事業所

名　称	所在地	
	本　社	営業所
オーエス・シネブラザーズ株式会社	大阪市北区	神戸市中央区
ＯＳ共栄ビル管理株式会社	〃	大阪市北区、神戸市中央区
ＯＳ不動産株式会社	〃	

(9) 従業員の状況（2021年１月31日現在）

① 企業集団の従業員の状況

従業員数	前期末比増減
１１５名	８名減

(注) 従業員数には、出向社員及び臨時従業員を含んでおりません。

② 当社の従業員の状況

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
４９名	８名増	４０才７月	１６年１月

(注) 従業員数には、出向社員及び臨時従業員を含んでおりません。

(10) 主要な借入先（2021年１月31日現在）

借入先	借入額
株式会社三菱ＵＦＪ銀行	4,104,170千円
株式会社三井住友銀行	3,553,930千円

2. 会社の株式に関する事項（2021年1月31日現在）

(1) 発行可能株式総数　8,000,000株
(2) 発行済株式の総数　3,200,000株（うち自己株式　29,162株）
(3) 株　主　数　6,105名
(4) 大　株　主　（上 位 10 名）

株主名	持株数	持株比率
東宝株式会社	694千株	21.91%
阪急阪神不動産株式会社	479	15.14
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（管理信託口・79101）	410	12.93
阪急阪神ホールディングス株式会社	225	7.12
建石産業株式会社	17	0.56
株式会社三菱UFJ銀行	12	0.38
日新火災海上保険株式会社	11	0.35
株式会社三井住友銀行	10	0.32
髙橋秀一郎	6	0.20
望月光子	5	0.16

(注) 1. 当社は、自己株式29,162株を保有しておりますが、表記しておりません。
2. 持株比率は、自己株式を控除して計算しております。
3. 日本マスタートラスト信託銀行株式会社名義の当社株式は、社内預金引当信託契約の信託財産として東宝株式会社が信託しているものであります。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

当事業年度末日における新株予約権の発行はございません。

4. 会社役員に関する事項（2021年１月31日現在）

（1）取締役の氏名等

地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役 取締役社長	髙橋　秀一郎	業務監理室担当
取締役	藤原　聡	常務執行役員 ビル事業部・経理部担当
取締役	外子浦　孝行	常務執行役員 人事総務部担当
取締役	千田　諭	ＴＯＨＯシネマズ株式会社　相談役
取締役	大塚　順一	阪急阪神ホールディングス株式会社　執行役員 阪急電鉄株式会社　専務取締役
取締役 （監査等委員）	藤井　孝	阪急阪神ホールディングス株式会社 グループ監査室　準常勤監査役 阪急電鉄株式会社　内部監査部　準常勤監査役
取締役 （監査等委員）	石原　真弓	森下仁丹株式会社　社外取締役（監査等委員） モリト株式会社　社外取締役 エイチ・ツー・オー リテイリング株式会社 社外取締役（監査等委員）
取締役 （監査等委員）	太古　伸幸	東宝株式会社　取締役副社長 スバル興業株式会社　取締役 株式会社東京楽天地　取締役（監査等委員）
取締役 （監査等委員）	鵜瀞　恵子	三愛石油株式会社　社外取締役 株式会社オオバ　社外取締役

（注）1. 取締役千田諭、大塚順一の両氏並びに取締役（監査等委員）藤井孝、石原真弓、太古伸幸、鵜瀞恵子の各氏は会社法第２条第15号に定める社外取締役であります。
2. 当社は、監査等委員会の職務を補助するものとして、監査等委員会事務局を設置し、重要会議への出席を通じて情報収集を行うほか、内部統制システムを通じた組織的監査を実施することにより監査の実効性を確保していることから、常勤の監査等委員を選定しておりません。
3. 取締役大塚順一氏は、阪急電鉄株式会社の経営企画担当専務取締役であり、財務・会計に関する相当程度の知見を有しております。
4. 当社は東京証券取引所に対し、取締役大塚順一氏並びに取締役（監査等委員）藤井孝、石原真弓、鵜瀞恵子の各氏を独立役員と指定する独立役員届出書を提出しております。
5. 当事業年度中の取締役の異動
2020年４月23日、山内芳樹氏は取締役を退任いたしました。
同日、大塚順一氏は取締役（監査等委員）を退任いたしました。
同日、取締役に大塚順一氏が就任いたしました。
同日、取締役（監査等委員）に鵜瀞恵子氏が就任いたしました。

6. 責任限定契約の内容の概要
当社は、取締役千田諭、大塚順一の両氏並びに取締役（監査等委員）藤井孝、石原真弓、太古伸幸、鵜瀞恵子の各氏との間で、会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額であります。
7. 2021年２月１日付の組織変更により、取締役の担当を次のとおり変更いたしました。

氏　名	地位及び担当
藤原　聡	取締役常務執行役員 事業推進部門統括 エンタメ・サービス事業部担当
外子浦　孝行	取締役常務執行役員 コーポレート部門統括 人事総務部担当

(2) 取締役の報酬等の額

区　分	人　員	報酬等の額
取締役（監査等委員を除く） （うち社外取締役）	6名 （2名）	53,148千円 （3,600千円）
取締役（監査等委員） （うち社外取締役）	5名 （5名）	10,500千円 （10,500千円）
合　計 （うち社外取締役）	11名 （7名）	63,648千円 （14,100千円）

(注) 1. 取締役（監査等委員を除く）の報酬限度額は、2016年４月21日開催の定時株主総会において月額10,000千円以内と決議いただいております。また、別枠で2020年4月23日開催の定時株主総会において、譲渡制限付株式報酬額として、年額12,000千円以内（ただし、年4,000株以内）と決議いただいております。
2. 取締役（監査等委員）の報酬限度額は、2016年４月21日開催の定時株主総会において月額3,000千円以内と決議いただいております。また、別枠で2020年4月23日開催の定時株主総会において、譲渡制限付株式報酬として、年額3,600千円以内（ただし、年1,200株以内）と決議いただいております。
3. 上記報酬等の額には、譲渡制限付株式の付与による報酬額として3,330千円を含んでおります。
4. 上記の他に使用人兼務取締役の使用人給与相当額28,380千円があります。
5. 当該事業年度の取締役への賞与の支給はありません。

(3) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先と当社との関係

・取締役千田諭氏はＴＯＨＯシネマズ株式会社の相談役を兼務しております。同社は当社と競業関係にあります。
・取締役大塚順一氏は阪急阪神ホールディングス株式会社の執行役員及び阪急電鉄株式会社の専務取締役を兼務しております。阪急阪神ホールディングス株式会社は当社の大株主であり、阪急電鉄株式会社は当社と競業関係並びに取引関係にあります。
・取締役藤井孝氏は阪急阪神ホールディングス株式会社のグループ監査室 準常勤監査役及び阪急電鉄株式会社の内部監査部 準常勤監査役を兼務しております。阪急阪神ホールディングス株式会社は当社の大株主であり、阪急電鉄株式会社は当社と競業関係並びに取引関係にあります。

・取締役（監査等委員）石原真弓氏は森下仁丹株式会社及びエイチ・ツー・オー リテイリング株式会社の社外取締役（監査等委員）、モリト株式会社の社外取締役を兼務しております。なお、これらの会社と当社との間に特別の関係はありません。
・取締役（監査等委員）太古伸幸氏は東宝株式会社の取締役副社長、スバル興業株式会社の取締役及び株式会社東京楽天地の取締役（監査等委員）を兼務しております。東宝株式会社は当社の筆頭株主であり、当社と競業関係並びに取引関係にあります。また、同社は当社の特定関係事業者です。なお、スバル興業株式会社及び株式会社東京楽天地と当社との間に特別の関係はありません。
・取締役（監査等委員）鵜瀞恵子氏は三愛石油株式会社及び株式会社オオバの社外取締役を兼務しております。なお、これらの会社と当社との間に特別の関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

区　分	氏　名	主な活動状況
取締役	千田　諭	当事業年度に開催された取締役会11回のうち10回に出席し、審議に関して必要な発言を適宜行っております。
取締役	大塚順一	当事業年度に開催された取締役会11回のうち11回すべてに出席し、また、2020年4月23日付で監査等委員を退任するまでに開催された監査等委員会２回すべてに出席し、審議に関して必要な発言を適宜行っております。
取締役（監査等委員）	藤井　孝	当事業年度に開催された取締役会11回のうち11回すべてに出席し、また、同じく開催された監査等委員会７回のうち７回すべてに出席し、審議に関して必要な発言を適宜行っております。
取締役（監査等委員）	石原真弓	当事業年度に開催された取締役会11回のうち11回すべてに出席し、また、同じく開催された監査等委員会７回のうち７回すべてに出席し、審議に関して必要な発言を適宜行っております。
取締役（監査等委員）	太古伸幸	当事業年度に開催された取締役会11回のうち10回に出席し、また、同じく開催された監査等委員会７回のうち７回すべてに出席し、審議に関して必要な発言を適宜行っております。
取締役（監査等委員）	鵜瀞恵子	2020年４月23日就任以来開催された取締役会９回、監査等委員会５回すべてに出席し、審議に関して必要な発言を適宜行っております。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

有限責任 あずさ監査法人

(2) 当事業年度における会計監査人の報酬等の額

①	当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	37,286千円
②	当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	37,286千円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、これらの合計額を記載しております。
2. 監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

(3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合には、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。

また、監査等委員会は、会計監査人の職務状況等を総合的に判断し、監査の適正性及び信頼性が確保できないと認められる場合、監査等委員会の決議により会計監査人の解任または不再任に関する株主総会への提出議案の内容を決定いたします。

6. 会社の体制及び方針に関する事項

(1) 業務の適正を確保するための体制

当社が業務の適正を確保するための体制として取締役会において決議した事項は次のとおりであります。

① 当社及び子会社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

コンプライアンス担当部門を置き、同部門は、当社及び子会社のコンプライアンスに関する意識の高揚を図るため、コンプライアンス啓発マニュアルを作成し、コンプライアンスに関する研修を実施する。

法令、定款、規定もしくは企業倫理に反する行為またはその恐れのある事実を速やかに認識し、コンプライアンス経営を確保することを目的として、当社グループ全体を対象とした内部通報制度を設ける。

コンプライアンス経営の確保を脅かす重大な事象が発生した場合、社長を対策本部長とする危機対策本部を速やかに設置し、対処方法等を検討するとともに、監査等委員会に報告する。

社長直轄の内部監査部門を設置し、当社及び子会社の内部監査を実施する。

財務報告の信頼性を確保するため、当社及び子会社のすべての役職員に対して内部統制の重要性の理解を促し、財務報告に係る内部統制が効率的に運用される社内体制を整備するとともに、その有効性を適切に評価する。

社会の秩序や企業の健全な活動に脅威を与える反社会的勢力に対しては、警察や顧問弁護士等との連携を図り、取引関係を含め一切の関係を持たず、毅然とした姿勢で組織的に対応する。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役及び執行役員の職務の執行に係る文書その他の情報は、文書の保存・管理に関する規定に従い、適切に保存・管理を行うものとし、監査等委員会はこれらの文書を常時閲覧できる。

文書の保存・管理に関する規定には、重要な文書の保管方法、保存年限などを定めるものとし、その規定を制定・改定する際は、監査等委員会と事前に協議を行う。

③ 当社及び子会社の損失の危険の管理に関する規定その他の体制

当社グループ全体における組織横断的なリスクについては危機管理委員会が、所管業務に関するリスクについては当社の各担当部門または子会社がそれぞれリスク想定・分析を行うとともに、適時見直しを行う。

不測の事態が発生した場合に適切な情報伝達が可能となる体制を整備するとともに、重大なリスクが具現化した場合には、危機対策本部を設置して、損害の拡大を防止し、これを最小限に止める体制を整備する。

子会社については各社において同様の体制が整備されるよう指導するとともに、不測の事態が発生した場合に適切な情報の当社への伝達が可能となる体制を整備する。

当社の内部監査部門は、当社及び子会社におけるリスク管理の有効性を評価する。

④ 当社及び子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社及び子会社の業務執行については、業務組織に基づく「業務分掌規定」、「職務権限規定」等においてそれぞれ取締役、執行役員及び使用人の権限と責任の所在及び執行手続の詳細を定めるものとし、重要な業務執行の進捗状況については、適時取締役会に報告する。

定例取締役会において重要事項を決定するほか、必要に応じて臨時取締役会を開催することにより迅速な決定を行う。また、取締役会の下に、常勤取締役及び執行役員から成る当務会を設け、取締役会の議論を充

実させるべく事前審議を行う。
グループ経営会議を設け、当社グループ全体における経営戦略及び経営課題の共有を図る。
業務の効率性と適正性を確保するため、当社及び子会社においてＩＴ化を推進する。

⑤ 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
当社から子会社の取締役・監査役を派遣し、子会社における取締役の業務執行の監理を行う。
子会社より定期的に経営内容の報告を受け、また、重要案件についてはグループ経営会議において審議を行う。
当社グループ内の資金調達を当社が管理することにより、資金の流れの透明性を確保する。
監査体制、コンプライアンス推進体制などについては、当社グループ全体をその対象とし、必要な体制を整備する。

⑥ 監査等委員会の職務を補助すべき使用人に関する事項
監査等委員会の職務を補助するために、監査等委員会事務局を設置する。

⑦ 監査等委員会の職務を補助すべき使用人の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
監査等委員会事務局スタッフの独立性を確保するため、当該スタッフの異動、評価等に関しては、監査等委員会と事前に協議を行う。
監査等委員会事務局スタッフへの指揮命令は監査等委員が行うものとし、監査等委員から受けた当該指揮命令については、監査等委員でない取締役及び執行役員の指揮命令を受けないものとする。

⑧ 当社及び子会社の取締役及び使用人等が監査等委員会に報告をするための体制その他の監査等委員会への報告に関する体制
当社及び子会社の取締役、執行役員及び使用人等は、監査等委員が出席する取締役会並びに当務会及びグループ経営会議において重要事項の報告を行う。
当社及び子会社の取締役、執行役員及び使用人等が業務執行の状況につき監査等委員会が必要と認める事項を適時報告する体制を整備する。
当社の内部監査部門は、監査等委員会に対し、監査計画・監査結果を適時閲覧に供するほか、内部監査活動（内部通報制度の運用状況を含む）に関する報告を適時行う。
当社及び子会社は、監査等委員会へ報告した者に対して不利な取扱いを行うことを禁止し、周知徹底する。

⑨ その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
当社及び子会社の取締役、執行役員及び使用人は、監査等委員会の要請に応じて必要な報告及び情報提供を行う。
監査等委員会は、会社外部の専門家（弁護士・会計監査人等）に意見を求めることができる。
監査等委員がその職務の執行（監査等委員会の職務の執行に関するものに限る。）について、費用の前払等の請求をしたときは、監査等委員の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理する。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

① 内部統制システム全般

当社及び子会社の内部統制システム全般の整備・運用状況を当社の内部監査部門がモニタリングし、改善を進めております。また、内部監査部門は金融商品取引法に基づく「財務報告に係る内部統制の有効性の評価」を実施し、半年ごとに取締役会へ報告を行っております。

② コンプライアンス

当社は、当社及び子会社の取締役、執行役員及び使用人に対し、情報セキュリティなどのコンプライアンス研修を適宜実施し、法令及び定款遵守への意識の向上を図っております。また、当社は、グループ全体を対象とした内部通報制度を設け、コンプライアンスの実効性向上に努めております。

③ リスク管理体制

危機管理委員会を毎月開催し、各部室及び子会社から報告されたリスクに対し、その対応策を検討するとともに、再発防止のための取り組みについて協議しております。

④ 取締役の職務の執行

当事業年度において取締役会を11回開催し、法令並びに定款に定められた事項を審議、決定するとともに、業務執行の状況等の監督を行っております。

⑤ 監査等委員の職務の執行

監査等委員会を開催し、監査等委員会において定めた監査計画に基づき監査を実施するとともに、取締役会への出席や代表取締役、会計監査人並びに内部監査部門との間で定期的に情報交換等を行うことで、取締役の職務執行の監査、内部統制の整備並びに運用状況を確認しております。

⑥ 内部監査

内部監査部門が作成した内部監査計画に基づき、当社及び子会社の内部監査を実施しております。

本事業報告中の記載金額及び株数は表示単位未満の端数を切り捨てております。

連結貸借対照表

(2021年1月31日現在)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)	千円	**(負債の部)**	千円
流動資産	**3,982,856**	**流動負債**	**4,002,223**
現金及び預金	1,643,771	買掛金	138,457
売掛金	244,706	短期借入金	2,810,150
販売用不動産	1,920,931	未払金	52,081
商品	10,585	未払費用	202,275
貯蔵品	1,786	未払法人税等	59,479
前払費用	89,994	未払消費税等	66,990
その他	76,330	賞与引当金	24,962
貸倒引当金	△5,250	その他	647,826
固定資産	**24,764,149**	**固定負債**	**14,402,143**
有形固定資産	**23,350,919**	長期借入金	9,923,420
建物及び構築物	7,884,159	長期預り保証金	1,528,135
機械装置及び運搬具	89,387	繰延税金負債	865,751
工具、器具及び備品	106,529	再評価に係る繰延税金負債	1,674,048
土地	12,947,131	退職給付に係る負債	410,789
信託建物	381,631	**負債合計**	**18,404,367**
信託土地	1,812,608	**(純資産の部)**	
建設仮勘定	129,472	**株主資本**	**7,437,332**
無形固定資産	**129,598**	資本金	800,000
ソフトウエア	102,388	資本剰余金	66,506
ソフトウエア仮勘定	25,314	利益剰余金	6,661,862
その他	1,895	自己株式	△91,035
投資その他の資産	**1,283,630**	**その他の包括利益累計額**	**2,905,305**
投資有価証券	325,407	その他有価証券評価差額金	113,542
長期前払費用	107,246	土地再評価差額金	2,791,763
差入保証金	571,456	**純資産合計**	**10,342,638**
建設協力金	208,876		
繰延税金資産	20,977		
その他	49,665		
資産合計	**28,747,005**	**負債及び純資産合計**	**28,747,005**

連結損益計算書

（2020年2月1日から
2021年1月31日まで）

科目	金額	
	千円	千円
売上高		6,127,958
売上原価		5,167,237
売上総利益		**960,720**
一般管理費		852,157
営業利益		**108,562**
営業外収益		
受取利息	6,622	
受取配当金	2,652	
受取給付金等	12,774	
受取保険金	3,386	
その他	3,131	28,567
営業外費用		
支払利息	79,946	
その他	21,241	101,187
経常利益		**35,942**
特別利益		
補助金収入	62,000	62,000
特別損失		
固定資産圧縮損	62,000	
減損損失	37,615	
店舗閉鎖損失	16,636	
固定資産除却損	788	117,040
税金等調整前当期純損失		**19,097**
法人税、住民税及び事業税	39,354	
法人税等調整額	△24,901	14,453
当期純損失		**33,550**
非支配株主に帰属する当期純損失		－
親会社株主に帰属する当期純損失		**33,550**

連結株主資本等変動計算書

（2020年２月１日から
2021年１月31日まで）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
	千円	千円	千円	千円	千円
当期首残高	800,000	66,507	6,800,434	△106,366	7,560,575
当期変動額					
剰余金の配当			△102,954		△102,954
親会社株主に帰属する当期純損失			△33,550		△33,550
自己株式の取得				△62	△62
自己株式の処分		△0	△2,068	15,393	13,324
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					
当期変動額合計	－	△0	△138,572	15,330	△123,243
当期末残高	800,000	66,506	6,661,862	△91,035	7,437,332

	その他の包括利益累計額			純資産合計
	その他有価証券評価差額金	土地再評価差額金	その他の包括利益累計額合計	
	千円	千円	千円	千円
当期首残高	139,884	2,791,763	2,931,648	10,492,223
当期変動額				
剰余金の配当				△102,954
親会社株主に帰属する当期純損失				△33,550
自己株式の取得				△62
自己株式の処分				13,324
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△26,342	－	△26,342	△26,342
当期変動額合計	△26,342	－	△26,342	△149,585
当期末残高	113,542	2,791,763	2,905,305	10,342,638

貸借対照表

(2021年1月31日現在)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)	千円	**(負債の部)**	千円
流動資産	**3,514,668**	**流動負債**	**3,889,055**
現金及び預金	1,226,332	買掛金	122,211
売掛金	204,259	1年内返済予定の長期借入金	2,799,110
販売用不動産	1,890,956	未払金	53,641
商品	10,272	未払費用	167,926
貯蔵品	862	未払法人税等	51,778
前払費用	84,758	未払消費税等	47,091
短期貸付金	40,000	前受金	172,937
未収入金	2,389	預り金	452,756
その他	63,263	賞与引当金	16,725
貸倒引当金	△8,424	その他	4,877
固定資産	**24,411,807**	**固定負債**	**14,070,679**
有形固定資産	**23,029,288**	長期借入金	9,640,020
建物	7,730,757	長期預り保証金	1,502,718
構築物	46,049	繰延税金負債	864,703
機械及び装置	89,387	再評価に係る繰延税金負債	1,674,048
工具、器具及び備品	104,516	退職給付引当金	389,190
土地	12,734,865	**負債合計**	**17,959,735**
信託建物	381,631	**(純資産の部)**	
信託土地	1,812,608	**株主資本**	**7,061,434**
建設仮勘定	129,472	**資本金**	**800,000**
無形固定資産	**129,332**	**資本剰余金**	**66,506**
ソフトウエア	102,388	資本準備金	66,506
ソフトウエア仮勘定	25,314	**利益剰余金**	**6,285,963**
その他	1,629	利益準備金	200,000
投資その他の資産	**1,253,186**	その他利益剰余金	6,085,963
投資有価証券	116,810	固定資産圧縮積立金	2,306,237
関係会社株式	200,175	別途積立金	340,600
長期前払費用	107,610	繰越利益剰余金	3,439,126
差入保証金	570,046	**自己株式**	**△91,035**
建設協力金	208,876	**評価・換算差額等**	**2,905,305**
その他	49,665	その他有価証券評価差額金	113,542
		土地再評価差額金	2,791,763
		純資産合計	**9,966,740**
資産合計	**27,926,475**	**負債及び純資産合計**	**27,926,475**

損 益 計 算 書

（2020年2月1日から
2021年1月31日まで）

科目	金額	
	千円	千円
売上高		5,523,026
売上原価		4,619,658
売上総利益		**903,368**
一般管理費		745,875
営業利益		**157,492**
営業外収益		
受取利息	6,689	
受取配当金	2,652	
受取給付金等	3,700	
受取保険金	1,433	
その他	4,169	18,645
営業外費用		
支払利息	78,731	
その他	18,621	97,352
経常利益		**78,784**
特別利益		
補助金収入	62,000	62,000
特別損失		
固定資産圧縮損	62,000	
子会社整理損	40,674	
関係会社株式評価損	30,000	
貸倒引当金繰入額	3,424	
固定資産除却損	788	136,887
税引前当期純利益		**3,897**
法人税、住民税及び事業税	43,387	
法人税等調整額	△22,607	20,779
当期純損失		**16,881**

株主資本等変動計算書

（2020年２月１日から
2021年１月31日まで）

	株主資本								
	資本金	資本剰余金			利益剰余金				
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金			利益剰余金合計
						固定資産圧縮積立金	別途積立金	繰越利益剰余金	
	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
当期首残高	800,000	66,506	0	66,507	200,000	2,351,532	340,600	3,515,735	6,407,867
当期変動額									
剰余金の配当								△102,954	△102,954
固定資産圧縮積立金の取崩						△45,294		45,294	－
当期純損失								△16,881	△16,881
自己株式の取得									
自己株式の処分			△0	△0				△2,068	△2,068
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）									
当期変動額合計	－	－	△0	△0	－	△45,294	－	△76,609	△121,903
当期末残高	800,000	66,506	－	66,506	200,000	2,306,237	340,600	3,439,126	6,285,963

	株主資本		評価・換算差額等			純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	土地再評価差額金	評価・換算差額等合計	
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
当期首残高	△106,366	7,168,008	139,884	2,791,763	2,931,648	10,099,656
当期変動額						
剰余金の配当		△102,954				△102,954
固定資産圧縮積立金の取崩		－				－
当期純損失		△16,881				△16,881
自己株式の取得	△62	△62				△62
自己株式の処分	15,393	13,324				13,324
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）			△26,342	－	△26,342	△26,342
当期変動額合計	15,330	△106,574	△26,342	－	△26,342	△132,916
当期末残高	△91,035	7,061,434	113,542	2,791,763	2,905,305	9,966,740

会計監査人の監査報告書　謄本

独立監査人の監査報告書

2021年３月８日

オーエス株式会社
　取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人
大阪事務所
指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　田 中 基 博　㊞
指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　弓 削 亜 紀　㊞

監査意見
　当監査法人は、会社法第444条第４項の規定に基づき、オーエス株式会社の2020年２月１日から2021年１月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。
　当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、オーエス株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠
　当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任
　経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。
　連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。
　監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任
　監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。
　監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。
・　不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
・　連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
・　経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・　経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・　連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
・　連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。
　監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。
　監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。
　監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係
　会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

会計監査人の監査報告書　謄本

独立監査人の監査報告書

2021年３月８日

オーエス株式会社
　取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人
大阪事務所
指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　田 中 基 博　㊞
指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　弓 削 亜 紀　㊞

監査意見
　当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、オーエス株式会社の2020年２月１日から2021年１月31日までの第103期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。
　当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠
　当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任
　経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。
　計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。
　監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・　不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
・　計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
・　経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・　経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・　計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査等委員会の監査報告書　謄本

監　査　報　告　書

当監査等委員会は、2020年２月１日から2021年１月31日までの第103期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

１．監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第１項第１号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

① 監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部監査部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2．監査の結果

（1）事業報告等の監査結果

① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

（2）計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

（3）連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2021年3月12日

オーエス株式会社　監査等委員会

監査等委員　藤　井　孝　㊞

監査等委員　石　原　真　弓　㊞

監査等委員　太　古　伸　幸　㊞

監査等委員　鵜　瀞　恵　子　㊞

（注）　監査等委員藤井孝、石原真弓、太古伸幸及び鵜瀞恵子は、会社法第２条第15号及び第331条第６項に規定する社外取締役であります。

以　上

MEMO

MEMO

株主総会会場ご案内図

会 場

新阪急ホテル
２階　紫の間
大阪市北区
芝田一丁目１番35号

交通のご案内

ＪＲ西日本
「大阪駅」御堂筋出口より
徒歩すぐ

阪急電車
「大阪梅田駅」隣接

地下鉄御堂筋線
「梅田駅」①、②出口より
地下入口に直結

なお、駐車場の準備はいたしておりませんので、あしからずご了承賜りますようお願い申しあげます。



オーエス株式会社
https://www.osgroup.co.jp

UD FONT
見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。